

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成19年12月27日(2007.12.27)

【公表番号】特表2003-513348(P2003-513348A)

【公表日】平成15年4月8日(2003.4.8)

【出願番号】特願2001-533482(P2001-533482)

【国際特許分類】

G 05 B 19/05 (2006.01)

【F I】

G 05 B 19/05 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月7日(2007.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】運動データを通信するための装置において、

1組の運動制御オペレーションと、

少なくとも1つの運動制御オペレーションを行うことができるターゲット装置と、

1組のメタコマンドであって、少なくとも1つのメタコマンドが少なくとも1つの運動制御オペレーションと協働するようになっているメタコマンドと、

少なくとも1つのメタコマンドを含む運動スクリプトと、

ホストコンピュータと、

前記ホストコンピュータと前記ターゲット装置とが通信するデータリンクと、

1組の運動データであって、前記運動スクリプトにおける少なくとも1つのメタコマンドを翻訳することによって生成され、前記ターゲット装置によって実行することができるようになった前記1組の運動データと、

前記ターゲット装置が少なくとも1つの運動データを実行することができるようにして少なくとも1つの運動制御オペレーションを行うソフトウェアシステムとを備えたことを特徴とする装置。

【請求項2】前記少なくとも1つのメタコマンドが前記ホストコンピュータにおいて翻訳されることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】前記少なくとも1つのメタコマンドが前記ターゲット装置において翻訳されることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項4】前記データリンクがネットワークであることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項5】前記データリンクがワイヤレスネットワークであることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項6】前記前記ホストコンピュータが前記ターゲット装置の部分であることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項7】少なくとも1つの運動制御オペレーションがデータを前記ターゲット装置から読み出されるのを可能にしていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項8】少なくとも1つの運動制御オペレーションがデータを前記ターゲット装置に書かれるのを可能にしていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項9】少なくとも1つの運動制御オペレーションが前記ターゲット装置に対象物を動かせることができるようになっていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項 10】 少なくとも 1 つの運動スクリプトが前記ターゲット装置に流されることを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 11】 さらに、1 組の運動フレームを備えており、各運動フレームが少なくとも 1 つのメタコマンドを含んでおり、かつ前記運動スクリプトが少なくとも 1 つの運動フレームを含んでいることを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 12】 前記ターゲット装置が前記の所定の運動フレームを受けとった後所定の運動フレーム内で運動コマンドを実行することを特徴とする請求項 1 に記載の装置。